

温泉法の運用に関するデジタル技術活用について

＜経緯＞

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル技術の活用により、代表的なアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、書面掲示規制等）に関する横断的な見直しが求められている。

これを受け、環境省は令和4年度にデジタル技術活用の可能性について基礎調査を行った。令和5年度においても引き続き検討を行い、デジタル技術活用の可能性について有識者による検討や追加調査等を実施の上で、温泉法の運用に関するデジタル技術活用の方策に係る基礎資料をまとめる。令和6年の春には検討結果を踏まえて環境省から都道府県にデジタル技術活用の方策に係る通知を発出する予定。

【構造改革のためのデジタル原則】

目視規制、定期点検規制、実地監査規制、書面掲示規制等（アナログ規制）を義務付ける法令等を徹底的に見直し、デジタルの力を最大限発揮することで、新たな成長産業の創出による経済成長や人手不足の解消、生産性の向上といった効果が期待されている。

温泉法におけるアナログ規制	見直しの方向性
可燃性天然ガスによる災害の防止に係る目視点検及び定期点検	デジタル技術の代替性や費用対効果等について調査・検討の上、デジタル技術を用いた現行の規制の合理化を検討する
都道府県職員の立入検査	
温泉の成分等の揭示 登録分析機関の標識 登録分析機関登録簿の閲覧	揭示・閲覧のデジタル完結（インターネットによる公開）を基本とする

① 温泉法におけるアナログ規制(目視点検その1)

	該当条文	該当条文内容
目視 【検討課題①】	温泉法施行規則第一条の二第七号ロ	<p>(掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準)</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第二号の環境省令で定める技術上の基準(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>七 毎日(掘削の工事を行わない日を除く。)一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。</p> <p>ロ 第一号に規定する場合には、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。</p>
目視 【検討課題①】	温泉法施行規則第一条の二第八号	<p>(掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準)</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第二号の環境省令で定める技術上の基準(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>八 第一号に規定する場合には、湧出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。</p>

②, ③ 温泉法におけるアナログ規制(目視・定期点検)

	該当条文	該当条文内容
目視 定期点検 【検討課題②】	温泉法施行規則第六条の三 第一項第八号	<p>(温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準)</p> <p>第六条の三 法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>八 毎月(温泉の採取を行わない月を除く。)一回以上、ガス分離設備の内部の水位計及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。</p>
目視 定期点検 【検討課題③】	温泉法施行規則第六条の三 第三項第十一号 口	<p>(温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準)</p> <p>第六条の三 法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>3 温泉井戸が屋内にある場合における法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>十一 毎日(気候条件等により点検の作業が不可能な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。)一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。</p> <p>口 温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。</p>

④ 温泉法におけるアナログ規制(目視点検その2)

	該当条文	該当条文内容
目視 【検討課題④】	温泉法施行規則附則（平成二〇年五月二八日環境省令第五号） 第四条第二項第八号	第四条 2 前項に規定する場合であつて、専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部のみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が堅固なふたで密閉されているものに限る。以下この項において「地下ピット」という。）に温泉井戸のみが設置されている場合には、当該地下ピットについては、第六条の三第三項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を適用するものとする。 八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、 温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。

⑤, ⑥ 温泉法におけるアナログ規制(立入検査)

	該当条文	該当条文内容
立入検査 【検討課題⑤】	温泉法第二十八条	<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十八条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p>
立入検査 【検討課題⑥】	温泉法第三十五条	<p>(立入検査)</p> <p>第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。</p>

⑦, ⑧ 温泉法におけるアナログ規制(揭示)

	該当条文	該当条文内容
揭示 【検討課題⑦】	温泉法第十八条	(温泉の成分等の揭示) 第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を揭示しなければならない。 一 温泉の成分 二 禁忌症 三 入浴又は飲用上の注意 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの
揭示 【検討課題⑧】	温泉法第二十四条	(登録分析機関の標識) 第二十四条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

⑨ 温泉法におけるアナログ規制(閲覧)

	該当条文	該当条文内容
閲覧 【検討課題⑨】	温泉法第二十三条	(登録分析機関登録簿の閲覧) 第二十三条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

	該当内容
オンライン化 【検討課題⑩】	<p>都道府県における「申請」「届出」「行政処分の通知等」のオンライン化の状況及び手数料徴収のオンライン化の状況</p> <p>※現在アンケート調査を実施中で第2回検討会以降で検討を行う予定</p>